The state of the s	f水装直上事施行基準(新旧对照表)	
現行	改正案	備考
給水装置工事施行基準	給水装置工事施行基準	
2011	2 O 1 1 (2018.9 改正版)	【表紙】 改正年月を変更。
鹿児島市水道局	鹿児島市水道局	

- (4) 配水管等にせん孔する場合は、配水管等に施されている内面ライニング材、内面塗膜等の剥離に注意するとともに、サドル付分水栓等でのせん孔端面にはその防食のために、適切なコアを装着するなどの措置を講じること(図 3-52 参照)。
- (5) 給水管は,薬品置場や薬液類を使用する工場等の廃液流し場,排水路には埋設しないこと。
- ア 薬品置場や工場等の装置は、その部分を受水槽以下とし、付属する事務所や住居部分の給水装置から分離する。
- イ 工場等の環境が、給水管に経年的にも化学的影響を与えず、かつ、停滞空気が生じるおそれのないと認められる場合には、高所配管とすることができる。
- (6) 電車軌道の下や、その付近に給水管(金属管)を布設する場合は、その事業管理者の指示に基づき、十分な防食措置を講じる。

軌道下など電食を受けやすい箇所に横断して金属管を配管する場合は、管を絶縁材料で被覆し、さらにヒューム管などのさや管に納めたうえで、枕木の下端より 1m 以上の深さに埋設する。また、各種ケーブル線に接近して配管する場合は、30 cm以上の間隔をとり、軌道下の場合と同様の保護を行って埋設する。

(7) その他の防食措置

ア 異種金属との接続

異種金属との接続には、異種金属用絶縁継手等を使用し侵食を防止すること(図 3 -72 参照)。

イ 金属管と他の構造物と接触するおそれのある場合

他の構造物等を貫通する場合は、ポリエチレンスリーブ、防食テープ等を使用し、 管が直接構造物(コンクリート・鉄筋等)に接触しないように施工すること。

4 逆流防止

給水装置は、通常有圧で給水しているため外部から水が流入することはないが、断水・ 漏水等により、逆圧又は負圧が生じた場合、逆サイホン作用等により水が逆流し、当該需 要者はもちろん、他の需要者に衛生上の危害を及ぼすおそれがある。このため吐水口を有 し、逆流を生じるおそれのある箇所ごとに、吐水口空間の確保・逆流防止性能を有する給 水用具の設置・負圧破壊性能を有する給水用具の設置のいずれかの措置を講じなければな らない。

4.1 吐水口空間

吐水口空間は、逆流防止のもっとも一般的で確実な手段である。

受水槽,流し,洗面器,浴槽等に給水する場合は,給水栓の吐水口と水受け容器の越流面との間に必要な吐水口空間を確保する。この吐水口空間は,ボールタップ付きロータンクのように給水用具の内部で確保されていてもよい。

(1) 吐水口空間とは、給水装置の吐水口の中心(25 mを超えるものは吐水口の最下端) から越流面までの垂直距離及び近接壁から吐水口の中心(25 mを超えるものは吐水口の最下端) までの水平距離をいう。

(4) 配水管等にせん孔する場合は、配水管等に施されている内面ライニング材、内面塗膜等の剥離に注意するとともに、サドル付分水栓等でのせん孔端面にはその防食のために、 適切なコアを装着するなどの措置を講じること(図 3-52 参照)。

- (5) 給水管は,薬品置場や薬液類を使用する工場等の廃液流し場,排水路には埋設しないこと。
 - ア 薬品置場や工場等の装置は、その部分を受水槽以下とし、付属する事務所や住居部 分の給水装置から分離する。
 - イ 工場等の環境が、給水管に経年的にも化学的影響を与えず、かつ、停滞空気が生じるおそれのないと認められる場合には、高所配管とすることができる。
- (6) 電車軌道の下や、その付近に給水管(金属管)を布設する場合は、その事業管理者の指示に基づき、十分な防食措置を講じる。

軌道下など電食を受けやすい箇所に横断して金属管を配管する場合は、管を絶縁材料で被覆し、さらにヒューム管などのさや管に納めたうえで、枕木の下端より 1m 以上の深さに埋設する。また、各種ケーブル線に接近して配管する場合は、30 cm以上の間隔をとり、軌道下の場合と同様の保護を行って埋設する。

(7) その他の防食措置

ア 異種金属との接続

異種金属との接続には,異種金属用絶縁継手等を使用し侵食を防止すること (図 3 -72 参照)。

イ 金属管と他の構造物と接触するおそれのある場合 他の構造物等を貫通する場合は、ポリエチレンスリーブ、防食テープ等を使用し、 管が直接構造物(コンクリート・鉄筋等)に接触しないように施工すること。

4 逆流防止

給水装置は、通常有圧で給水しているため外部から水が流入することはないが、断水・ 漏水等により、逆圧又は負圧が生じた場合、逆サイホン作用等により水が逆流し、当該需 要者はもちろん、他の需要者に衛生上の危害を及ぼすおそれがある。このため吐水口を有 し、逆流を生じるおそれのある箇所ごとに、吐水口空間の確保・逆流防止性能を有する給 水用具の設置・負圧破壊性能を有する給水用具の設置のいずれかの措置を講じなければな らない。

4.1 吐水口空間

吐水口空間は、逆流防止のもっとも一般的で確実な手段である。

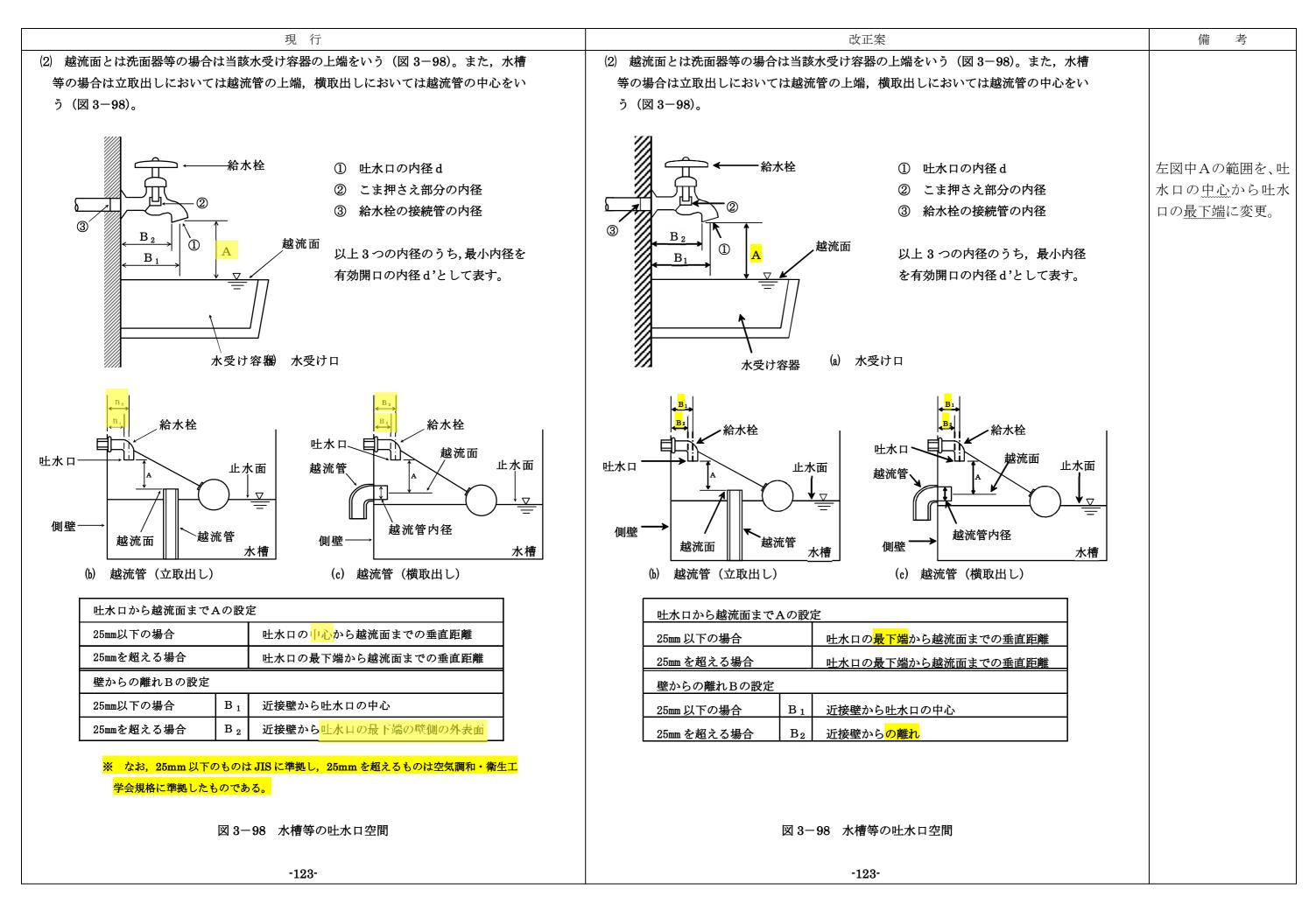
受水槽,流し,洗面器,浴槽等に給水する場合は,給水栓の吐水口と水受け容器の越流面との間に必要な吐水口空間を確保する。この吐水口空間は,ボールタップ付きロータンクのように給水用具の内部で確保されていてもよい。

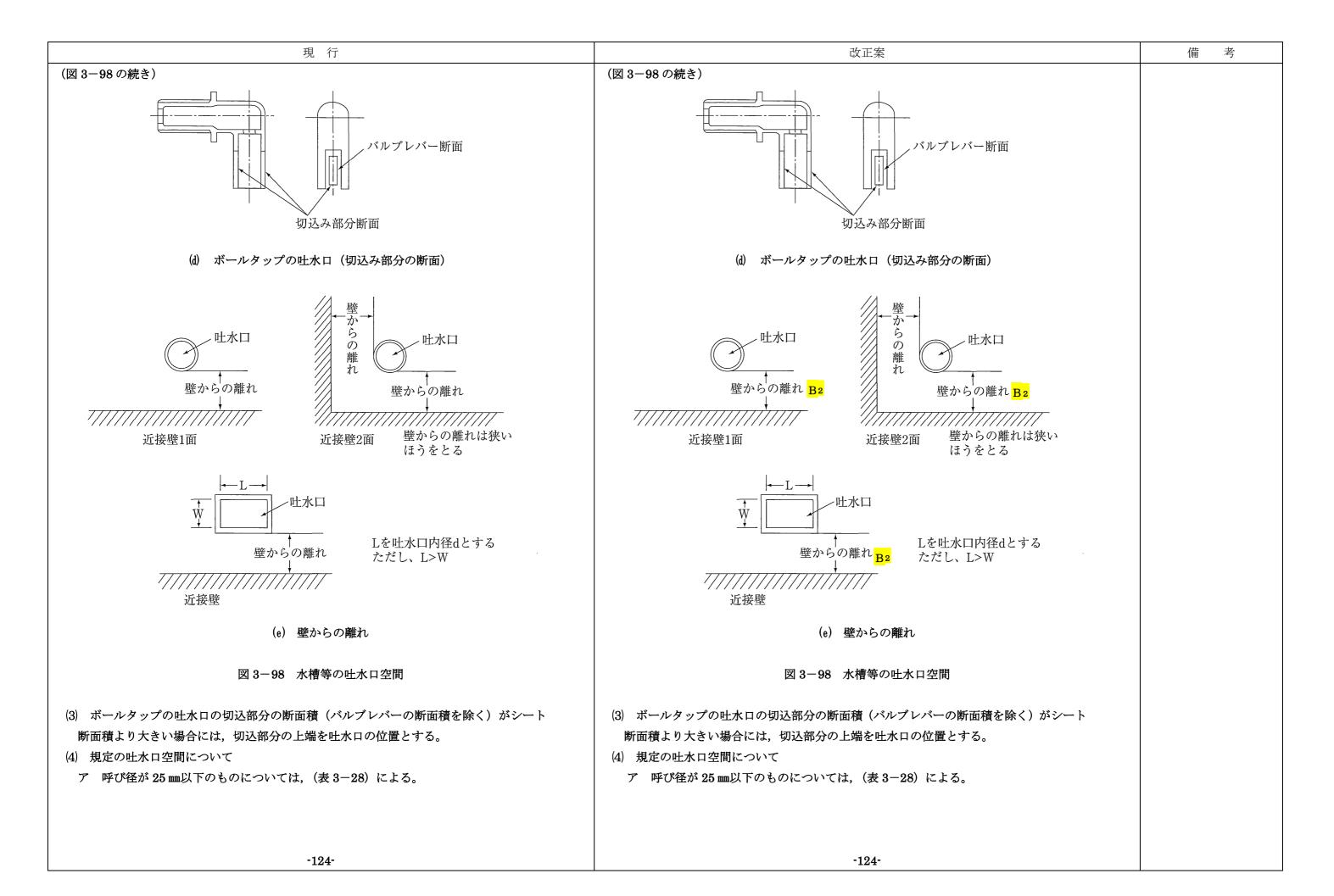
(1) 吐水口空間とは、給水装置の吐水口の<mark>最下端</mark>から越流面までの垂直距離 (A) 及び近接壁から吐水口の中心 (25 mmを超えるものは<mark>近接壁からの離れ</mark>) までの水平距離 (B₁、B₂) をいう (図 3-98)。

-122-

「給水装置の構造及 び材質の基準に関す る省令」及び「給水装 置の構造及び材質の 基準に係る試験」の一 部改正に伴う文言の 変更及び追記。

-122-





20㎜を超え25㎜以下

表 3-28 呼び径 25 mm以下の吐水口空間

呼 び 径 の 区 分	近接壁から吐水口の中心 までの水平距離 B1	吐水口の <mark>中心</mark> から越流面 までの垂直距離 A
13㎜以下	25㎜以上	25㎜以上
13㎜を超え20㎜以下	3㎜を超え20㎜以下 40㎜以上	
20㎜を超え25㎜以下	50㎜以上	50㎜以上

- ① 浴槽に給水する場合は,越流面から吐水口の中心までの垂直距離は50 mm未満であってはならない。
- ② プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに,事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には,越流面から吐水口の中心までの垂直距離は200 mm未満であってはならない。
- ③ 上記①及び②は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。
- イ 呼び径が 25 mmを超える場合にあっては、(表 3-29) による。

表 3-29 呼び径 25mm を超える場合の吐水口空間

区分	-	壁からの離れ B ₂	吐水口の最下端から越流面 までの垂直距離 A
近 接 壁	の影	響 が な い 場 合	1.7 d'+5㎜以上
	近接壁	3 d 以下	3.0 d'以上
1 面	1 面の	3 d を超え5 d 以下	2.0 d'+5㎜以上
			1.7 d'+5㎜以上
近接壁の影響がある場合		4 d 以下	3.5 d'以上
	近接壁	/ _ / _ / _ / _ / _ / _ / _ / _	3.0 d'以上
	2 面 の場 合		2.0 d'+5㎜以上
		7 d を超えるもの	1.7 d'+5㎜以上

- ① d:吐水口の内径 (mm) d':有効開口の内径 (mm)
- ② 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をdとする。
- ③ 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。
- ④ 浴槽に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く)において、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は 50 mm未満であってはならない。
- ⑤ プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに,事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には,越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は200 mm未満であってはならない。
- ⑥ 上記④及び⑤は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

 呼び径の区分
 近接壁から叶水口の中心までの乗下端から越流面までの水平距離 B1
 吐水口の最下端から越流面までの垂直距離 A

 13mm以下
 25mm以上
 25mm以上

 13mmを超え20mm以下
 40mm以上
 40mm以上

50㎜以上

50㎜以上

表 3-28 呼び径 25 皿以下の吐水口空間

- ① 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は50m未満であってはならない。
- ② プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は 200 mm未満であってはならない。
- ③ 上記①及び②は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。
- イ 呼び径が 25 mmを超える場合にあっては、(表 3-29) による。

表 3-29 呼び径 25mm を超える場合の吐水口空間

X 0 20 N OE 20mm PREZ 0 WHO THE			
区分		壁からの離れ B ₂	吐水口の最下端から越流面 までの垂直距離 A
近 接 壁	の影響	がない場合	1.7 d'+5㎜以上
	近接壁	3d以下	3.0 d'以上
	1 面の	3 d を超え5 d 以下	2.0 d'+5mm以上
	1.7 d'+5㎜以上		
近接壁の影響がある場合		4 d 以下	3.5 d'以上
近接壁 2面の		4 d を超え6 d 以下	3.0 d'以上
		6 d を超え7 d 以下	2.0 d'+5㎜以上
	7 d を超えるもの	1.7 d'+5㎜以上	

- ① d:吐水口の内径(mm) d':有効開口の内径(mm)
- ② 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をdとする。
- ③ 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。
- ④ 浴槽に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く)において、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は50 mm未満であってはならない。
- ⑤ プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗 剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐 水口の最下端までの垂直距離は 200 mm未満であってはならない。
- ⑥ 上記④及び⑤は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

-125-

-125-

排水	設備工事施行基準(新旧対照表)	,
現行	改正案	備考
排水設備工事施行基準	排水設備工事施行基準	
2 0 1 1	2 0 1 1	
(2017.6 改正版)	(2018.9 改正版)	
		【表紙】
		改正年月を変更。
鹿児島市水道局	鹿児島市水道局	

現行	改正案	備考
—— 目 次 ——	—— 目 次 ——	
第1章 排 水 設 備 の 概 要	第1章 排 水 設 備 の 概 要	
第1節 下 水 道 		
1 下水道の目的と役割 ・・・・・・・・・・・ 1	1 下水道の目的と役割 ・・・・・・・・・・・ 1	
2 下 水 の 種 類 ・・・・・・・・・・・・ 1	2 下 水 の 種 類 ・・・・・・・・・・・ 1	
3 下水の排除方式 ・・・・・・・・・・・ 1	3 下水の排除方式 ・・・・・・・・・・ 1	
第2節 排 水 設 備	│ 第2節 排 水 設 備 │	
1 定 義 ・・・・・・・・・・・・ 2	1 定	
2 排水設備の種類 ・・・・・・・・・・・・ 2	2 排水設備の種類 ・・・・・・・・・・・・・・ 2	
3 設置及び構造の基準 ・・・・・・・・・・・・ 2	3 設置及び構造の基準 ・・・・・・・・・・・・・・ 2	
4 工 事 の 種 類 ・・・・・・・・・・・・・ 2	4 工 事 の 種 類 ・・・・・・・・・・・・・・ 2	
 第2章 手続		
 第1節 市民と指定排水工事業者	第1節 市民と指定排水工事業者	
1 指定排水工事業者が施行する排水設備工事 ・・・・・・ 5	1 指定排水工事業者が施行する排水設備工事 ・・・・・・ 5	
2 完成した排水設備の引渡し ・・・・・・・・・ 5	2 完成した排水設備の引渡し ・・・・・・・・・ 5	
3 責任技術者の責務 ・・・・・・・・・・・・ 5	3 責任技術者の責務 ・・・・・・・・・・・・ 5	
4 指定排水工事業者の遵守事項 ・・・・・・・・・ 5	4 指定排水工事業者の遵守事項 ・・・・・・・・・ 5	
 第2節 工事施行に伴う申請手続等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
 1 排水設備工事の施行承認 ・・・・・・・・・・・ 7	1 排水設備工事の施行承認 ・・・・・・・・・・ 7	
 第3節 設計審査	第3節 設計審査	
1 設計審査の申込方法 ・・・・・・・・・・・・ 9	1 設計審査の申込方法 ・・・・・・・・・・・ 9	
2 審査項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	2 審査項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	
3 手数料の納入 ・・・・・・・・・・・・・ 10	3 手数料の納入 ・・・・・・・・・・・・・ 10	
4 工事の着手 ・・・・・・・・・・・・・・・ 10	4 工事の着手 ・・・・・・・・・・・・・・・ 10	
5 工事変更等の取扱い ・・・・・・・・・・・・ 10	5 工事変更等の取扱い ・・・・・・・・・・ 10	
 第4節 指定排水工事業者の自主検査	第4節 指定排水工事業者の自主検査	
1 検査項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11	1 検査項目 ・・・・・・・・・・・・・・・ 11	
2 自主検査チェックリスト ・・・・・・・・・・・ 11	2 自主検査チェックリスト ・・・・・・・・・ 11	
,	第5節工事検査	
1 工事検査の申込方法 ・・・・・・・・・・・・ 12	1 工事検査の申込方法 ・・・・・・・・・・・ 12	
2 検査の種類 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 検査の種類 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3 検査方法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 検査方法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
4 検査内容 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4 検査内容 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
5 現場検査の省略 ・・・・・・・・・・・ 14	5 現場検査の省略 ・・・・・・・・・・・・・ 14	
6 検査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・ 14	6 検査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・ 14	
7 留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14	7 留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 14	
· 田心 尹'尽 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(田心乎久	

### 第5	現行	改正案	備考
2 並水に関する交易変数 15 2 排水に関する交易変数 16 3 水洗度所への反角高高 16 4 使用時の交所等 16 4 使用時の交所等 16 4 使用時の交所等 16 5 排水設備の検査 16 5 排水設備の検針 第 1 数	第6節 管理者と使用者との関係	第6節 管理者と使用者との関係	
3 水売便所への没達義務 16 3 水売便所への改造義務 18 4 供用開始の公示等 16 4 供用開始の公示等 16 5 技术設備の検査 第1節 サ水炭機の設計 第1節 サ水炭機の設計 第1節 サ水炭機の設計 第1節 サ水炭機の設計 第1節 サ水炭機の設計 18 2 対料及が器具 20 5 3 法外投の股別 27 6 5 2 1 左本的単写 26 6 2 技术支援 25 6 2 技术支援 25 6 2 2 3 3 3 3 4 4 5 2 9 7 4 2 5 6 2 2 3 3 4 4 5 2 9 7 4 2 5 6 2 2 3 3 4 2 5 2 9 7 4 2 5 6 2 3 2 3 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5	1 排水設備の設置義務 ・・・・・・・・・・・・・・ 15	1 排水設備の設置義務 ・・・・・・・・・・・・・・ 15	
4 供用性的の介容等 16 4 供用性的の介容等 16 5 技术変化の検査 16 5 技术変化の検査 16 第3章 排水 配 個 設 計 施 行 基 準 第1章 排水設備の設計 18 1 松村 18 1 数計 18 2 材料及び製具 20 2 材料及び製具 20 第 2	2 排水に関する受忍義務 ・・・・・・・・・・・・ 15	2 排水に関する受忍義務 ・・・・・・・・・・・ 15	
5 様水数幅の検査 16 5 排水数幅の検査 16 5 排水数幅の検査 16	3 水洗便所への改造義務 ・・・・・・・・・・・・ 16	3 水洗便所への改造義務 · · · · · · · · · · · · · · · · · 16	
第3章 排水 散 備 設 計 施 行 基 準 第1節 排水設備の設計 1 設計 18 18 1 設計 18 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	4 供用開始の公示等 ・・・・・・・・・・・・・・ 16	4 供用開始の公示等 ・・・・・・・・・・・・・ 16	
第1節 排水設備の設計 18 1 窓計 18 2 村村及び器長 20 2 村村及び器長 20 第2節 屋内排水設備 第2節 屋内排水設備 26 1 反本的事項 26 1 灰本的事項 26 2 排水系管の設計 27 3 排水管の設計 27 4 トラップ 33 4 トラップ 33 5 ストレーサー 37 5 ストレーサー 37 6 掃配口 37 6 掃配口 37 7 水洗健所 38 7 水洗健所 38 8 陶監局 44 8 陶生路 44 9 ディスボーザ 50 9 ディスボーザ 50 10 排水槽 52 10 排水槽 52 11 雨水排水 56 11 雨水排水 56 12 工場、事業場 57 13 間接棒水 57 14 通気 58 14 通気 58 15 床下出台井水及河(排水のッグー) 69 15 床下出台井水水砂屑 70 2 設計 70 2 設計 70 2 設計 70 2 設計 水管維輸 1 水管規制 70 2 設計 水管規制 82	5 排水設備の検査 ・・・・・・・・・・・・・・ 16	5 排水設備の検査 ・・・・・・・・・・・・・ 16	
1 設計	第3章 排水設備設計施行基準	第3章 排水 設備 設計 施行 基準	
2 材料及び器具 20 2 材料及び器具 20 第2節 屋内排水設備 第2節 屋内排水設備 26 1 灰本的平坦 26 1 灰本的平坦 26 2 排水系統 26 2 排水系統 26 3 排水管の設計 27 3 排水管の設計 27 4 トラップ 33 33 4 トラップ 33 5 ストレーナー 37 5 ストレーナー 37 6 掃除口 37 6 掃除口 37 7 水洗便所 38 7 水洗便所 38 8 風紫羅 44 8 風紫羅 44 9 ディスボーザ 50 9 ディスボーザ 50 10 排水槽 52 10 排水槽 52 11 雨水排水 56 11 雨水排水 56 12 工場・事業場 57 12 工場・事業場 57 13 間接排水 57 13 間接排水 57 14 通気 58 14 通気 58 15 床下保合排水システム(排水へッグー) 69 第3節 屋外排水設備 58 1 基本的事項 70 2 設計 70 2 設計 70 2 設計 70 3 類別 2 1 水質規制 82	第1節 排水設備の設計	第1節 排水設備の設計	
第2節 屋内排水設備 第2節 屋内排水設備 1 基本的事項 26 2 排水系管 26 3 排水管の設計 27 4 トラップ 33 5 ストレーナー 37 6 掃除口 37 7 水沈便所 38 8 風祭器 44 9 ディスボーザ 50 10 排水槽 52 11 雨水排水 56 12 工場・事業場 57 13 間接排水 58 15 末下集合排水設本 56 15 末下集合排水設備 57 11 開水排水 58 15 末下集合排水設本 57 14 加気 58 15 末下集合排水設備 57 1 基本的事項 70 2 設計 70 2 設計 70 2 設計 70 第 4節 除書施設 70 1 水質規制 82	1 設計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18	1 設計・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18	
1	2 材料及び器具 ・・・・・・・・・・・・・・・ 20	2 材料及び器具 ・・・・・・・・・・・・・・・ 20	
2 排水系統 26 2 排水系統 26 3 排水管の改計 27 3 排水管の改計 27 4 トラップ 33 33 33 33 5 ストレーナー 37 5 ストレーナー 37 6 掃除口 37 6 掃除口 37 7 水洗便所 38 38 8 阻集器 44 8 阻集器 44 9 ディスボーザ 50 9 ディスボーザ 50 10 排水槽 52 10 排水槽 52 11 雨水排水 56 11 雨水排水 56 12 工場・平業場 57 12 工場・平業場 57 13 間接排水 57 13 間接排水 57 14 通気 58 14 通気 58 15 床下集合排水システム (排水ヘッダー) 69 第3節 屋外排水設備 1 基本的事項 70 2 設計 70 第 4節 除害施設 第 4節 除害施設 1 水質規制 82	第2節 屋内排水設備	第2節 屋内排水設備	
27 3 排水管の設計 27 4 トラップ 38 4 トラップ 38 33 3 4 トラップ 38 33 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	1 基本的事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	1 基本的事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	
4 トラップ 33 4 トラップ 33 3 5 ストレーナー 37 5 ストレーナー 37 6 掃除口 37 6 掃除口 37 7 水洗便所 38 7 7 水洗便所 38 8 7 水洗便所 38 8 8 阻集器 44 8 阻集器 44 8 阻集器 44 9 ディスボーザ 50 9 ディスボーザ 50 10 排水槽 52 10 排水槽 52 11 雨水排水 56 11 雨水排水 57 13 雨接排水 57 13 雨接排水 57 14 通気 58 14 通気 58 14 通気 58 15 床下集合排水システム (排水ヘッダー) 69 第 3節 屋外排水設備 第 3 節 屋外排水設備 70 2 設計 70 第 3 節 屋外排水設備 70 5 2 設計 70 第 4 節 除害施設 8 2 1 水質規制 8 2	2 排水系統 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	2 排水系統 ・・・・・・・・・・・・・・・ 26	
5 ストレーナー 37 5 ストレーナー 37 6 掃除口 37 6 掃除口 37 7 水洗便所 38 7 水洗便所 38 8 限集器 44 8 限集器 44 9 ディスポーザ 50 9 ディスポーザ 50 10 排水槽 52 10 排水槽 52 11 雨水排水 56 11 雨水排水 56 12 工場・事業場 57 12 工場・事業場 57 13 間接排水 57 13 間接排水 57 14 過気 58 14 通気 58 15 床下集合排水システム (排水ヘッダー) 69 第3節 屋外排水設備 第3節 屋外排水設備 1 基本的事項 70 2 設計 70 第 3節 除書施設 第 4節 除書施設 70 1 水質規制 82	3 排水管の設計 ・・・・・・・・・・・・・・・ 27	3 排水管の設計 ・・・・・・・・・・・・・・ 27	
6 掃除口 37	4 トラップ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33	4 トラップ ・・・・・・・・・・・・・・・ 33	
7 水洗便所 38 7 水洗便所 38 8 B U集器 44 8 B U集器 44 9 ディスポーザ 50 9 ディスポーザ 50 9 ディスポーザ 50 10 排水槽 52 11 雨水排水 55 11 雨水排水 56 11 雨水排水 56 11 雨水排水 56 12 工場・事業場 57 13 間接排水 57 13 間接排水 57 14 通気 58 15 床下集合排水システム(排水ヘッグー) 69 第3節 屋外排水設備 第4節 除害施設 第4節 除音施設 第4節 除青施設 解4節 除青施設 解4節 除青施設 解4節 除青施設 解4節 除倉 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於	5 ストレーナー ・・・・・・・・・・・・・・・・ 37	5 ストレーナー · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
8 阻集器 44 8 阻集器 44 9 ディスポーザ 50 9 ディスポーザ 50 10 排水槽 52 10 排水槽 52 11 雨水排水 56 11 雨水排水 56 12 工場・事業場 57 12 工場・事業場 57 13 間接排水 57 13 間接排水 57 14 通気 58 14 通気 58 15 床下集合排水システム (排水ヘッダー) 69 15 床下集合排水システム (排水ヘッダー) 69 第 3節 屋外排水設備 第 3節 屋外排水設備 第 3節 屋外排水設備 1 基本的事項 70 2 設計 70 2 設計 70 2 設計 70 第 4節 除害施設 第 4節 除害施設 1 水質規制 82	6 掃除口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37	6 掃除口 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 37	
9 ディスポーザ 50 9 ディスポーザ 50 10 排水槽 52 10 排水槽 52 11 雨水排水 56 11 雨水排水 56 12 工場・事業場 57 12 工場・事業場 57 13 間接排水 57 13 間接排水 57 14 通気 58 14 通気 58 15 床下集合排水システム (排水ヘッダー) 69 15 床下集合排水システム (排水ヘッダー) 69 第3節 屋外排水設備 第3節 屋外排水設備 1 基本的事項 70 2 設計 70 2 設計 70 2 設計 70 第4節 除害施設 第4節 除害施設 第4節 除害施設 1 水質規制 82	7 水洗便所 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 38	7 水洗便所 ・・・・・・・・・・・・・・ 38	
10 排水槽 52 11 雨水排水 56 12 工場・事業場 57 13 間接排水 57 14 通気 58 15 床下集合排水システム (排水ヘッダー) 69 第3節 屋外排水設備 第3節 屋外排水設備 1 基本的事項 70 2 設計 70 2 設計 70 第4節 除害施設 第4節 除害施設 1 水質規制 82	8 阻集器 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44	8 阻集器 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 44	
11 雨水排水 56 12 工場・事業場 57 13 間接排水 57 14 通気 58 15 床下集合排水システム (排水ヘッダー) 69 第3節 屋外排水設備 第3節 屋外排水設備 1 基本的事項 70 2 設計 70 2 設計 70 3 節 除害施設 第4節 除害施設 1 水質規制 82	9 ディスポーザ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9 ディスポーザ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
12 工場・事業場 57 13 間接排水 57 14 通気・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 排水槽 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 52	10 排水槽 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 52	
13 間接排水 57 14 通気 58 15 床下集合排水システム (排水ヘッダー) 69 第3節 屋外排水設備 第3節 屋外排水設備 1 基本的事項 70 2 設計 70 2 設計 70 第4節 除害施設 第4節 除害施設 1 水質規制 82	11 雨水排水 ・・・・・・・・・・・・・・・ 56	11 雨水排水 ・・・・・・・・・・・・・ 56	
14 通気・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12 工場・事業場 ・・・・・・・・・・・・・・・ 57	12 工場・事業場 ・・・・・・・・・・・・・ 57	
15 床下集合排水システム (排水ヘッダー) 69 第 3節 屋外排水設備 第 3節 屋外排水設備 1 基本的事項 70 2 設計 70 第 4節 除害施設 第 4節 除害施設 1 水質規制 82 1 水質規制 82	13 間接排水 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57	13 間接排水 ・・・・・・・・・・・・・・・ 57	
第3節 屋外排水設備 第3節 屋外排水設備 1 基本的事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14 通気 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58	14 通気 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 58	
1 基本的事項 1 基本的事項 1 基本的事項 70 2 設計 2 設計 2 設計 70 第4節 除害施設 第4節 除害施設 1 水質規制 2 設計 1 水質規制 1 水質規制 2 設計 2 設計 1 水質規制 2 設計 2 設計 2 設計 2 設計 3 水質規制 3 水質規制	15 床下集合排水システム(排水ヘッダー) ・・・・・・・ 69	15 床下集合排水システム(排水ヘッダー) ・・・・・・ 69	
2 設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第3節 屋外排水設備	第3節 屋外排水設備	
第4節 除害施設 第4節 除害施設 1 水質規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 基本的事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 70	1 基本的事項 ・・・・・・・・・・・・・・ 70	
1 水質規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 設計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70	2 設計 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 70	
	第4節 除害施設	第4節 除害施設	
	1 水質規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 82	1 水質規制 ・・・・・・・・・・・・・・・ 82	
2 事業場排水の届出から接続まで ・・・・・・・・・・・ 82	2 事業場排水の届出から接続まで ・・・・・・・・・ 82	2 事業場排水の届出から接続まで ・・・・・・・・ 82	
3 除害施設の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 除害施設の設置 ・・・・・・・・・・・・・ 82	3 除害施設の設置 ・・・・・・・・・・・・・ 82	
4 除害施設の維持管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 除害施設の維持管理 ・・・・・・・・・・・・・・・ 83	4 除害施設の維持管理 ・・・・・・・・・・・ 83	
第5節 取付管 第5節 取付管	第5節 取付管	第5節 取付管	
1 取付管の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <mark>86</mark> 1 取付管の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ <mark>85</mark> ページ数の整理	1 取付管の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・ <mark>86</mark>	1 取付管の設置 ・・・・・・・・・・・・・・ <mark>85</mark>	ページ数の整理
2 取付部の構造 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <mark>88</mark> 2 取付部の構造 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ <mark>87</mark>	2 取付部の構造 ・・・・・・・・・・・・・・・ <mark>88</mark>	2 取付部の構造 ・・・・・・・・・・・・・・ <mark>87</mark>	
3 副管取付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <mark>89</mark> 3 副管取付け ・・・・・・・・・・・・・・ <mark>88</mark>	3 副管取付け ・・・・・・・・・・・・・・・ <mark>89</mark>	3 副管取付け ・・・・・・・・・・・・・・ <mark>88</mark>	

現行	改正案	備考
4 取付管布設の表示 ・・・・・・・・・・・・・ <mark>92</mark>	4 取付管布設の表示 ・・・・・・・・・・・・ <mark>91</mark>	ページ数の整理
5 施工 ・・・・・・・・・・・・・・・・ <mark>92</mark>	5 施工 ······· <mark>91</mark>	
第6節 排水設備の施工	第6節 排水設備の施工	
 基本的事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 	1 基本的事項 ・・・・・・・・・・・・・・ 93	
2 屋内排水設備の施工 ・・・・・・・・・・・・ <mark>95</mark>	 2 屋内排水設備の施工 ・・・・・・・・・・・ 94 	
3 屋外排水設備の施工 ・・・・・・・・・・・・ <mark>98</mark>	3 屋外排水設備の施工 ・・・・・・・・・・・ <mark>97</mark>	
第7節 <mark>冷却水等の直接放流</mark> について	第7節 <mark>排水設備設置義務免除</mark> について	標題の変更。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
参考資料	参考資料	
資料 1 下水道の水理 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 参-1	- ・・・・・・・・・・・・・ 参- 1	
資料 2 計算例 (排水) ・・・・・・・・・・ 参- 2	資料 2 計算例 (排水) ・・・・・・・・・ 参- 2	
資料 3 流量表 (排水) ・・・・・・・・・・ 参- 5	資料3 流量表(排水) ・・・・・・・・・ 参-5	
資料4 グリース阻集器の選定 ・・・・・・・ 参-7	資料4 グリース阻集器の選定 ・・・・・・・ 参-7	
資料 5 特定施設の一覧表 ・・・・・・・・・ 参- 18	資料 5 特定施設の一覧表 ・・・・・・・・ 参- 18	
資料 6 低宅地汚水ポンプ施設設置基準 ・・・・・・ 参-26	資料 6 低宅地汚水ポンプ施設設置基準 ・・・・・・ 参-26	
資料7 誤りやすい排水・通気配管 ・・・・・・ 参-27	資料7 誤りやすい排水・通気配管 ・・・・・・ 参-27	
資料8 排水設備自主検査チェックリスト ・・・・・ 参-29	資料8 排水設備自主検査チェックリスト ・・・・・ 参-29	
資料9 道路工事現場における標示施設等の設置基準 ・・ 参-31	資料 9 道路工事現場における標示施設等の設置基準・・ 参-31	
資料10 主な規格一覧 ・・・・・・・・・・・ 参-33	資料10 主な規格一覧 ・・・・・・・・・ 参- 33	
参考文献	参考文献	

現	行	改正案	備考
第3節 屋	外排水設備	第3節 屋外排水設備	
屋外排水設備は,屋内排水設備からの排水を受け 下水と合わせて,敷地内の下水を公共下水道へ流入		屋外排水設備は,屋内排水設備からの排水を受け,さらに敷地内の建物以外から発生する 下水と合わせて,敷地内の下水を公共下水道へ流入させる施設である。	
1 基本的事項 屋外排水設備の設置にあたっては、次の事項を (1) 公共下水道のますその他の排水施設の位置、 利用計画等について調査を行う。 (2) 排除方式は、公共下水道の排除方式に合わせ 排水は、一般の排水と分離した別系統で第一次 (3) 構造等は、法令等の基準に適合し、かつ円準	屋内排水設備とその位置及び敷地の土地 なければならない。なお,工場・事業場 がますに接続する。	利用計画等について調査を行う。	
2 設計 屋外排水設備の設計にあたっては、次の事項にる。 2.1 排水管 (1) 排水計画は、屋内排水設備からの排出箇所、形状等を考慮して定める。 (2) 排水管内の汚物を掃流するためには、一定領一般に、この掃流流速は、0.6~1.5m/秒とさ排水管の流速は、管径、勾配及び流量によっの勾配は、原則として、(表 3-14・表 3-16)これによりがたい場合は、掃流流速を考慮し、ア 汚水管	公共ます等の排水設備の位置及び敷地の 随用内の流速を確保しなければならない。 れている。 って決まるが,必要な流速を確保するため に示す <mark>管径毎</mark> の勾配を標準とする。な	る。 2.1 排水管 (1) 排水計画は,屋内排水設備からの排出箇所,公共ます等の排水設備の位置及び敷地の形状等を考慮して定める。 (2) 排水管内の汚物を掃流するためには,一定範囲内の流速を確保しなければならない。一般に,この掃流流速は,0.6~1.5m/秒とされている。排水管の流速は,口径,勾配及び流量によって決まるが,必要な流速を確保するため	「管径」を「口径」に変更し、表中の「口径」と表示を統一。
(ア) 汚水管の口径	円形管口径 (mm) 100 以上 150 以上 200 以上 250 以上	表 3-13	
75 皿以上とすることができる。	THE THE PROPERTY OF THE PROPER	75 m以上とすることができる。	
-70)-	-70-	

(イ) 汚水管の勾配

取付管の深さ、便器位置及び地盤高等を考慮して次表の範囲内で勾配を決定する。

表 3-14

口径(㎜)	75	100	125	150	200以上
ビニル管勾配	50分の1以上	70分の1以上	100分の1以上		150分の1以上
その他管勾配	30分の1以上	50分の1以上	70分の1以上		100分の1以上

イ 雨水管

(ア) 雨水管の口径

表 3-15

_					
	排水面積	排水管口径		排水きょ断面	
	が (m²)	円形管口径	半径管口径	内のり	深さ
	(m)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)
	200まで	100以上	150以上	150以上	80 以上
	200 を超え 600 まで	150以上	200以上	200以上	100以上
	600 を超えるもの	200以上	250 以上	250 以上	120以上

ただし、一つの建物から排除される雨水を排除する排水管で管路延長が3m以下の場合、口径は75 mm以上とすることができる。

(イ) 雨水管の勾配

表 3-16

円形管	口径(mm)	100	150	200	250	300
口形官	勾 配	50分の1以上	100分の1以上			
	内のり (mm)	150	200	250	300	350
排水きょ	深 さ (mm)	80	100	120	150	180
	勾 配	50分の1以上		100分0	01以上	

- (3) 使用材料は、水質、布設場所の状況等を考慮して定める。
- (4) 排水管の土被りは、原則として 30 cm以上とする。
- (5) 排水管は、公共下水道の排除方式に従って公共ます等へ接続する。
- (6) 排水管は、沈下、地震等による損傷を防止するため、必要に応じて基礎、防護を施す。
- 2.2 管きょ
- (1) 管きょ材料

管きょ材料は、水質、布設場所の状況、荷重、工事費及び維持管理等を考慮して定める。一般に、硬質塩化ビニル管が使用される。

また、雨水排水用にU形側溝を用いてもよい。

(イ) 汚水管の勾配

取付管の深さ、便器位置及び地盤高等を考慮して次表の範囲内で勾配を決定する。

表 3-14

	口径(㎜)	75	100	125	150	200 以上
	ビニル管勾配	50分の1以上	70分の1以上	100 分の	01以上	150分の1以上
ſ	その他管勾配	30分の1以上	50分の1以上	70分の	1以上	100分の1以上

イ 雨水管

(ア) 雨水管の口径

表 3-15

北水石神	排水管	了任	排水きょ断面		
排水面積 (㎡)	円形管口径	半径管口径	内のり	深さ	
(m)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	
200まで	100以上	150以上	150以上	80 以上	
200 を超え 600 まで	150以上	200以上	200以上	100以上	
600 を超えるもの	200 以上	250以上	250 以上	120以上	

ただし、一つの建物から排除される雨水を排除する排水管で管路延長が3m以下の場合、口径は75 mm以上とすることができる。

(イ) 雨水管の勾配

表 3-16

円形管	П	径	(mm)	100	150	200	250	300
	勾 配			50分の1以上	100 分の 1 以上			
	内の	りり	(mm)	150	200	250	300	350
排水きょ	深	さ	(mm)	80	100	120	150	180
	勾	配		50分の1以上		100 分の	01以上	

- (3) 使用材料は、水質、布設場所の状況等を考慮して定める。
- (4) 排水管の土被りは、原則として汚水管が 30 cm以上、雨水管が 20 cm以上とする。
- (5) 排水管は、公共下水道の排除方式に従って公共ます等へ接続する。
- (6) 排水管は、沈下、地震等による損傷を防止するため、必要に応じて基礎、防護を施す。
- 2.2 管きょ
- (1) 管きょ材料

管きょ材料は、水質、布設場所の状況、荷重、工事費及び維持管理等を考慮して定める。一般に、硬質塩化ビニル管が使用される。

また、雨水排水用にU形側溝を用いてもよい。

-71-

雨水管の土被りについては 20 cm以上に変更。これに伴い排水管の土被りを汚水管と雨水管に分けて表示。

現行	改正案	備考
第4節 除 害 施 設	第4節 除 害 施 設	
1 业质担制	1 小菇担料	
1 水質規制 事業場等の排水の中には、そのまま下水道に排除した場合、下水道施設の機能を妨げ、若しくは施	1 水質規制 事業場等の排水の中には、そのまま下水道に排除した場合、下水道施設の機能を妨げ、若しくは施	
	設の損傷及び処理が困難な有害物質等を含むため処理場からの放流水の水質を悪化させるものがあ	
る。このような排水については、下水道に排除する前に排除基準(<mark>表 3-18</mark>)以下の水質にする必要		
があり、その排水による障害を除去するための施設を除害施設という。	児島市下水道条例第9条から第11条までで定められた基準) 以下の水質にする必要があり、その排	
	水による障害を除去するための施設を除害施設という。	
-82-	-82-	
02	02	

	現行			改正案	備
	表 3-18 下水道への排除	基準			表 3-18 の削隊
	項目	単位	非除基準		
	カドミウム及びその化合物	mg/Q ().1 以下		
	シアン化合物	mg/Q	以下		
	有機燐化合物	mg/Q	以下		
	鉛及びその化合物	mg/Q ().1 以下		
	六価クロム化合物	mg/Q ().5 以下		
	ひ素及びその化合物	mg/Q ().1 以下		
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/Q ().005 以下		
処	アルキル水銀化合物	mg/0 検出	けされないこと		
	ポリ塩化ビフェニル	mg/Q ().003 以下		
	トリクロロエチレン).3 以下		
理 健).1 以下		
	ジクロロメタン	+).2 以下		
	四塩化炭素	+ -).02 以下		
康 康	1,2 0 / / 0	+ -).04 以下		
1	1,1-ジクロロエチレン).2 以下		
項	`).4 以下	<mark>~ 削 除 ~</mark>	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/0		111 P25	
可 目	1,1,2-トリクロロエタン).06 以下		
	1, 5-29 11 17 11 12	+ -).02 以下		
	チウラム).06 以下		
能	シマジン).03 以下		
	チオベンカルブ).2 以下		
	ベンゼン	+).1 以下		
項	セレン及びその化合物).1 以下		
	ほう素及び河川放流の下水道	mg/0 10	以下		
	その化合物 海域放流の下水道	mg/0 230			
目	ふっ素及び 河川放流の下水道	mg/0 8	以下		
	その化合物 海域放流の下水道	mg/0 15			
	ダイオキシン類 フェノール類	pg-TEQ/0 1(
	·	mg/Q 5			
	銅及びその化合物 亜鉛及びその化合物	mg/0 3			
環	□ 野坂のその化合物 一 鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/0 2			
4-1		mg/0 10			
境	クロム及びその化合物	mg/0 2			
項 項			超えり未満		
処 理	// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	mg/0 600			
司目	浮遊物質量(SS)	mg/e 600			
	アルマルヘキサン イ. 鉱油類含有量				
目	抽出物質含有量 口. 動植物油脂類含有量	mg/ℓ 30	,		
<u> </u>	損 温度	°C 45			
		mg/0 220			
	ファインスには全 対流の下水道は谷山処理区及び1号処理区、それ以				
	つについては、1日当たりの排除汚水量が30立方メ				
	置基準は適用されません。				
.,					
					1

現 行 改正案 備考 (4) 取付管の管底は、本管の中心線より上方に取り付ける。 (4) 取付管の管底は、本管の中心線より上方に取り付ける。 特殊接合剤 特殊接合剤 焼きなまし番線 (#12) または 焼きなまし番線 (#12) または 支管取付用ステンレスバンド 支管取付用ステンレスバンド 図 3-66 図 3-66 (5) 支管取付部より私有地内の第一掃除口(汚水ます)までの間に分岐を設けてはならない。 (5) 支管取付部より私有地内の第一掃除口(汚水ます)までの間に分岐を設けてはならない。 (6) 汚水本管の穿孔は、穿孔機により行う。 (6) 汚水本管の穿孔は、穿孔機により行う。 (7) 取付管の土被りは、原則として 0.9m以上とする。 (7) 取付管の土被りは、原則として 0.9m以上とする。 (8) 取付管の最小管径は,100 mmとする。 (8) 取付管の最小管径は, 100 mmとする。 (9) 取付管の最小勾配は、(表 3-19) のとおりとする。 (9) 取付管の最小勾配は、(表 3-18) のとおりとする。 表 3-19 取付管最小勾配 表 3-18 取付管最小勾配 表番号の整理 取付管口径 取付管口径 $\phi 100$ ϕ 150 φ 100 ϕ 150 最小勾配 最小勾配 10‰ 10‰ 10‰ 10‰

-<mark>86</mark>- ページの整理

表 3-20 特殊接合剤の用途区分表

表 6 20 特殊自用空间是巨力表							
	本:	管管 種					
 メーカー		ヒューム管(H P)					
	硬質塩化ビニル管(VU・VP)	陶管 (TP)					
		強化プラスチック複合管(FRPM)					
クボタシーアイ	SVRボンド【一液型】 ※注1	ケーシーボンド【二液混合型】					
アロン化成	BVボンド【一液型】	下水道用接合剤【二液混合型】					
積 水 化 学 工 業	_	エスロンドレンタイト【二液混合型】					
旭有機材工業	アサヒBVボンド【一液型】	AV接合剤【二液混合型】					
三菱樹脂	BVボンド【一液型】	ヒューム管用支管接合剤【二液混合型】					
ヴァンテック	-	コマツボンド【二液混合型】					
ビーオーケミカル	_	BOメジコン【二液混合型】					

※注1 一段落支管の場合使用できない。(例 200×150は使用不可)

① 硬質塩化ビニル管に支管を取付ける場合は、各メーカーのチューブ入り接合剤【一 液型】の使用を標準とする。

なお、二液混合型の接合剤を使用する場合は、各メーカーの製品カタログの用途区 分に基づき事前に承認を得て施工する。

② ヒューム管、陶管、強化プラスチック複合管に支管を取り付ける場合は、各メーカー【二液混合型】の接合剤を使用する。

なお,上表にないメーカーの製品を使用する場合,製品カタログの用途区分に基づき事前に承認を得て施工する。

3 副管取付け

副管は、マンホール内での点検や清掃作業を容易にするとともに、流水によるマンホールの底部・側壁等の摩耗を防ぐ役割をもつ。

- (1) 副管は原則としてマンホールの外側に設置するが、施工上の都合でマンホールの内側に設置することもある。内副管の分岐部の使用材料は、DT管は使用せず内副管用マンホール継手分割十字型(組立マンホールの場合)を使用する。
- (2) 流速 3.0mを超える管路の下流側に副管を設置する場合は、DT管を使用し本管と同口径の副管を設置する。
- (3) 内副管は維持管理上の問題から2号マンホール以上に設置することが望ましいが、やむを得ない場合は下水道管路課と協議を行うこと。
- (4) マンホール内で段差が 60 cm以上のときは、(表 3-21) により適切な副管をマンホールに設ける。

-<mark>89</mark>-

表 3-19 特殊接合剤の用途区分表

	本管管種					
 メ ー カ ー		ヒューム管(H P)				
_ ~ ~	硬質塩化ビニル管(VU・VP)	陶管 (TP)				
		強化プラスチック複合管(FRPM)				
クボタシーアイ	SVRボンド【一液型】 ※注1	ケーシーボンド【二液混合型】				
アロン化成	BVボンド【一液型】	下水道用接合剤【二液混合型】				
積水化学工業	_	エスロンドレンタイト【二液混合型】				
旭有機材工業	アサヒBVボンド【一液型】	AV接合剤【二液混合型】				
三菱樹脂	BVボンド【一液型】	ヒューム管用支管接合剤【二液混合型】				
ヴァンテック	-	コマツボンド【二液混合型】				
ビーオーケミカル	-	BOメジコン【二液混合型】				

※注1 一段落支管の場合使用できない。(例 200×150は使用不可)

① 硬質塩化ビニル管に支管を取付ける場合は、各メーカーのチューブ入り接合剤【一 液型】の使用を標準とする。

なお、二液混合型の接合剤を使用する場合は、各メーカーの製品カタログの用途区 分に基づき事前に承認を得て施工する。

② ヒューム管、陶管、強化プラスチック複合管に支管を取り付ける場合は、各メーカー【二液混合型】の接合剤を使用する。

なお,上表にないメーカーの製品を使用する場合,製品カタログの用途区分に基づき事前に承認を得て施工する。

3 副管取付け

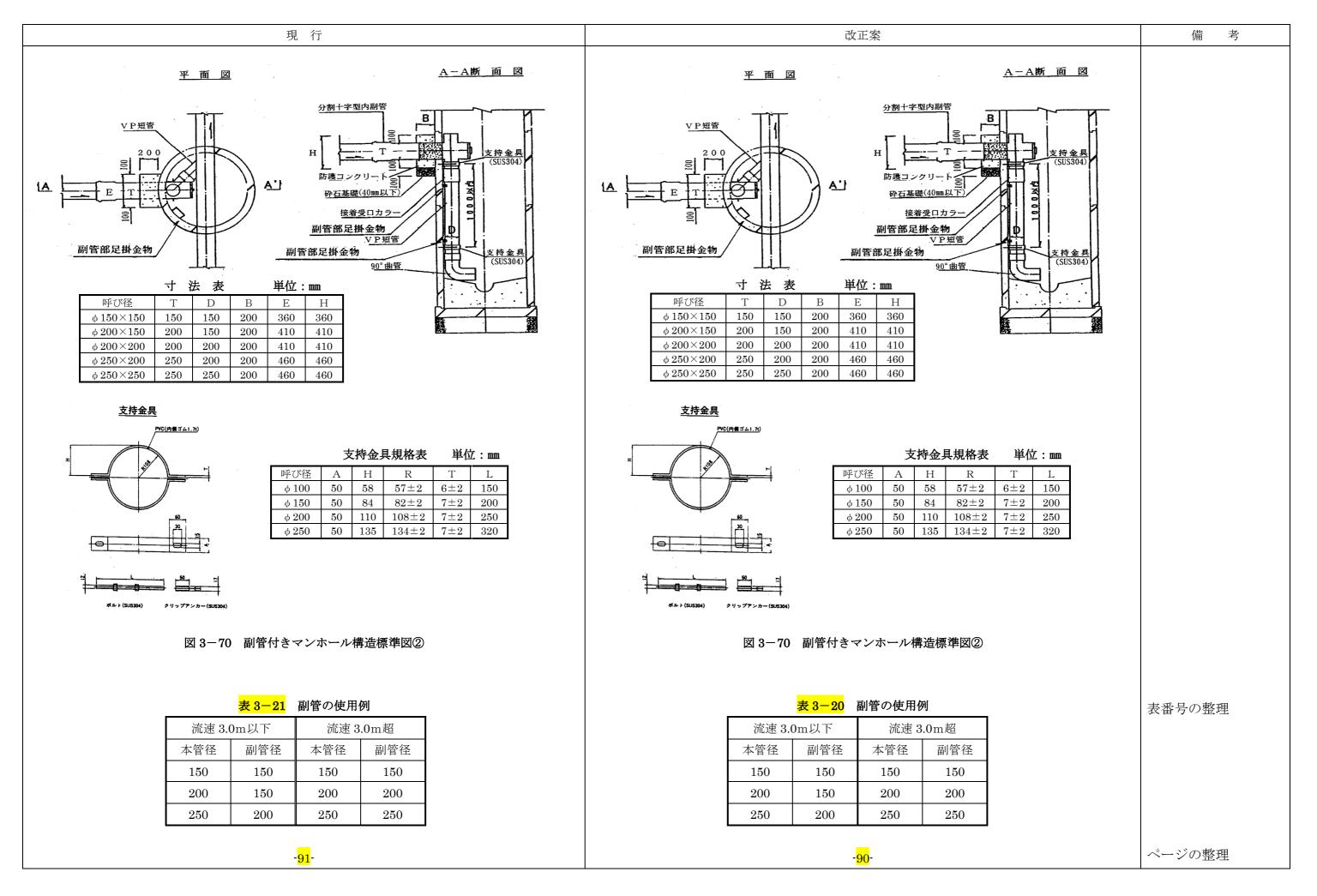
副管は、マンホール内での点検や清掃作業を容易にするとともに、流水によるマンホールの底部・側壁等の摩耗を防ぐ役割をもつ。

- (1) 副管は原則としてマンホールの外側に設置するが、施工上の都合でマンホールの内側に設置することもある。内副管の分岐部の使用材料は、DT管は使用せず内副管用マンホール継手分割十字型(組立マンホールの場合)を使用する。
- (2) 流速 3.0mを超える管路の下流側に副管を設置する場合は、DT管を使用し本管と同口径の副管を設置する。
- (3) 内副管は維持管理上の問題から 2 号マンホール以上に設置することが望ましいが、やむを得ない場合は下水道管路課と協議を行うこと。
- (4) マンホール内で段差が 60 cm以上のときは、(表 $3-\frac{20}{20}$) により適切な副管をマンホールに設ける。

-<mark>88</mark>-

ページの整理

表番号の整理



現行	改正案	備考
第7節 <mark>冷却水等の直接放流</mark> について	第7節 <mark>排水設備設置義務免除</mark> について	排水設備設置義務免除 に関する取扱要綱が、
 法第 10 条第 1 項ただし書きの規定に基づき,公共下水道の処理区域内において冷却水(直接製品	法第 10 条第 1 項ただし書きの規定に基づき,公共下水道の処理区域内において、冷却水(直接製	平成30年4月1日から改正され、公共下水
	品等に触れず水質に変化のないもの)、遊泳用プール及び泉池の排水、又は水質汚濁防止法第 2 条第	
	2 項に規定する特定施設を設置している工場及び事業場からの処理水(し尿、水洗便所からの排水及	
よって、冷却水等を公共用水域に直接放流しようとする場合は、事前に下水道管路課へ <mark>施行規程第</mark>	び炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴う排水は除く。) (以下「冷却水等」という。)を公共用水域に直接	た。これに伴う、標題の
27条の規定に基づき「排水設備設置義務免除申請書」を提出すること。	放流する場合は、管理者の許可を受けなければならない。	変更及び文言の追記、
	なお、冷却水等を公共用水域に直接放流しようとする場合は、事前に下水道管路課へ排水設備設置 義務免除に関する取扱要綱第5条の規定に基づき「排水設備設置義務免除申請書」を提出すること。	変更。
- <mark>104</mark> -	- <mark>103</mark> -	ページの整理